

移動等円滑化取組計画書

住 所 東京都中央区八重洲 2-10-3
事業者名 国際興業株式会社
代表者名 代表取締役社長
南 正人

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

令和4年度末時点において、当社が保有するノンステップバスの導入率は69%となっている。今後も定期的な車両更新を実施し、令和7年度末迄にノンステップバスの導入率100%を目指す。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・運行管理者、指導的地位にある乗務員が外部のバリアフリー研修を受講し、社内でフィードバックを実施するようにする
- ・車内事故防止を目的に、自治体、町内会等と連携し社内事故防止の啓発活動を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	令和7年度末までにノンステップバス導入率100%となるよう、ノンステップバスの導入を進める。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
安全保安監視要員の配置	高齢者の方や障害のある方のご利用が多い路線を中心として、安全保安監視員を乗車させて、乗降のお手伝いをさせて戴くと共に、車内事故防止やお客様のニーズの把握に努める。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車イスのバスの乗降に関する研修の実施	車椅子のお客様が安全にご利用になれるよう、車イスの介助について外部講師を招き、指導的地位にある乗務員が受講し、社内での教育時に展開する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車内での情報提供	車内において、バス停車前に離席する車内事故防止の為、掲示物

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
外部研修の定期的な受講	交通エコロジーモビリティ財団の実施する「交通サポートマネージャー研修」を、運行管理者及び指導的地位にある乗務員が受講し、社内での教育時に展開する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内放送による優先利用の広報啓発	車内放送により、車椅子スペースを必要とされているお客様が適正に利用できるよう、優先利用の周知を行う。
訪問啓発の実施	高齢者施設、高齢者団体を訪問し、車内事故防止の啓発を行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある方を外部講師として招き、介助接遇に関する講習会を開催する。 ・ 各営業所に乗務員教育用に備え付けの車イスを活用し、新入乗務員を中心に技術向上に努める。 ・ H P や電話で戴く「お客様の声」を社内で共有し、改善に努める。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

ウェブサイト（弊社ホームページ）に掲載

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。